

1 県民芸術劇場とは

青少年に優れた舞台芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、県内の高等学校・小学校等が以下により実施する芸術鑑賞会に対し、公益財団法人兵庫県芸術文化協会（以下、「協会」という。）が公演団体出演料の一部を負担します。

（本事業は兵庫県の補助を受けて実施しています。下記の内容は現時点の予定であり、令和7年度兵庫県当初予算確定後に変更となる場合があります。）

2 主催・共催

主催：実施校等（以下、「地元主催者」という。）・公益財団法人 兵庫県芸術文化協会

共催：兵庫県・兵庫県教育委員会（予定）

3 対象

児童・保護者（併設のこども園等との合同開催は対象にしません。）

4 実施時期

令和7年4月～令和8年3月

5 会場

学校施設等（文化ホール等も可）

6 公演団体・演目

「令和7年度県民芸術劇場登録団体・演目リスト」に掲載されている公演団体、演目

7 協会及び地元主催者の基本的な役割

(1) 協会

ア 公演団体の登録

イ 登録公演団体が提供する演目をリスト化して紹介、実施校の決定

ウ 出演料の1/2及びこれに付随する消費税額を負担（上限あり）

(2) 地元主催者

ア 会場確保、設営等公演の実施にかかる事務

イ 出演料のうち協会負担額を除いた残額とその他の経費（会場費・児童送迎費等）及びこれに付随する消費税額を負担。

ウ 2回以上の公演を行う場合、2回目以降の出演料及び経費は全額を地元主催者（学校等）が負担

8 協会負担上限額 ※令和7年度兵庫県当初予算確定後、変更する場合があります。

247,500円(消費税を含む)

(注) 出演料が、247,500円に満たない場合は、その出演料の1/2の額

9 開催希望調査について（留意点）

申込期限までに必要事項を記入のうえ開催希望調書を、市町教育委員会等を通じて提出してください。

なお、希望にあたっては下記のこと十分に留意してください。

(1) 公演団体、演目を希望するにあたって、学校担当者から公演団体へ連絡し、公演時期、出演料、会場条件、最適鑑賞人数等詳細を確認してください。

(2) 第2希望（第1希望とは異なる団体）まで記入してください。

(3) 公演日を決定できない場合は、おおよその時期を記入してください。（〇月上旬等）

内定後、学校担当者から公演団体へ連絡し、協議のうえ公演の実施日時を決定してください。

10 提出期限

各小学校管轄の市町教育委員会にて確認してください。

11 調整及び結果通知について ※令和7年3月頃を予定

協会が採択可否の調整を行います。県予算額や公演団体の希望数によっては採択できない場合がありますので、予めご了承ください。なお、結果については不採択の場合も必ず通知します。

12 問い合わせ先（必ず各小学校所管の市町教育委員会を通じてお問合せください。）

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3

(公財) 兵庫県芸術文化協会 文化振興部 事業第1課 井下

TEL 078-321-2002 FAX 078-321-2139

E-mail kengei@hyogo-arts.or.jp